

沖縄長雨
土砂災害

住宅支援、支援法適用… 被災者へ国の支援を

日本共産党・赤嶺、春名、仁比(代理)
氏らが調査、政府に申し入れ

日本共産党国会議員団災害対策チームは、6月17日、沖縄県内で地滑り被害が続く中城村、那覇市首里鳥堀町の災害現場を調査。赤嶺政賢衆院議員、春名なおあき元衆院議員、仁比聡平参院議員秘書らが参加しました。

6月19日、赤嶺議員と仁比議員秘書は、政府に対策を申し入れました。

以下、申し入れ項目と政府の回答要旨です。



沖縄県長雨土砂災害の被災者支援等に関する緊急要望と回答要旨

1、長期の避難生活が予想される住民に対し、応急仮設住宅をはじめ当面の住居確保を行政の責任で早急に行うこと。その際、被災した自宅から遠くならないことや親族を分散させない(親族の敷地に仮設住宅の建設を認めるなどで)など被災者の要望に沿って対応すること。

【応急仮設住宅について】

県からは具体的な要請はなく早くあげてほしい。また、建設場所については公共用地などに一括して作るのが一般的だが、個人の敷地など希望の場所に建てることは可能で、柔軟に対応することはできる。

【民間賃貸住宅について】

仮設住宅の代わりに民間アパートなどを利用することもできる。家賃などの費用は仮設の限度額が目安に公費負担が可能。公営住宅の利用とあわせて、市町村が決断すれば利用は可能。

【公営住宅について】

県からの報告によると、既に市営住宅3戸に入居済み。他に県営住宅23戸を確保する目処がたった。すべてが即入居というわけにはいかないが、順次進める予定。

【仮住宅に関わって】

「学校の都合で遠くには住めない」「高齢で知らない場所には住めない」など要望については、市が十分意見を聞き対応すべきこと。

2、被災者の住宅再建にあたっては、被災者生活再建支

援法の適用をはじめ、被災者の声を聞きながら有効な方策を提供するなど責任をもって支援すること。

【「支援法」の適用】

今回は、「市町村単位で全壊世帯が10戸以上」という基準に近い。一方で「長期(6ヶ月)に自宅に戻れない」と現時点の見通しとして、市町村が決断すれば適用できる。

マンションの場合の被害認定は、全体が「全壊」と判断すれば、今回のマンションでは14戸が全壊扱いとなる。

「支援法」が適用され、収入要件をクリアすれば、「生活関連経費」(最高100万円)の対象になり、家財道具や引越費用として支給される。

3、危険な状態が続く土砂流出の状況について嚴重な警戒と被害拡大への対策、専門家も含めた調査を続けるとともに、随時その結果を直接住民に説明すること。同時に県下の同様箇所への警戒を行うなど、新たな土砂災害の防止対策を講じること。

【地すべり等の国の支援】

これらの対応について、国は県や市町村を通じて助言等を行う。安里地区の手前にはワイヤーセンサーを設置したが、上方にも検討が必要ではないか。

4、復旧復興にあたっては、地元自治体に対し財政支援を行うこと。

「災害復旧事業」の申請はまだ来ていない。仮に適用されれば通常は地元負担は3%程度である。